

児童手当、乳幼児・子ども医療証の 申請内容変更届について

【届書】

※該当する制度にチェックしてください。

<input checked="" type="checkbox"/> 児童手当 <input checked="" type="checkbox"/> 乳幼児・子ども医療証	① 申請内容変更届	受付印
新宿区長 宛		〇年 〇月 〇日
② 氏名	シンジユク タロウ 新宿 太郎	生年月日 〇〇年 〇月 〇日
※今回変更した(する)項目のみ記入してください。		
③ 被保険者証番号・番号	〇〇-〇〇 (記号) △△△△ (番号)	
③ 有名・保険者番号	新宿区 健康保険組合 共済組合 (国民) 国民組合	番号 1 3 8 0 4 0
被保険者氏名	新宿 太郎	
資格取得年月日	〇年 〇月 〇日	
※新しい健康保険証のコピー(保護者・児童)を添付してください。		
④ 変更後住所		
受給者(保護者)	新宿区歌舞伎町1-4-1	
住所	新宿 一郎 新宿区歌舞伎町1-4-1	
電話番号	03-3209-〇〇〇〇	
変更年月日	〇年 〇月 〇日	
※児童と別居した場合、「児童手当・特例給付監護事実の申立書」及び「児童の個人番号(マイナンバー)確認書類」(個人番号カード、個人番号通知カードいずれかのコピー)の提出が必要です。		
⑤ 変更後氏名		
受給者(保護者)	四谷 太郎	
児童	四谷 一郎	
変更年月日	〇年 〇月 〇日	
※受給者の氏名が変更した場合、届込先も必ず変更してください。		
⑥ 金融機関名	◇◇◇ 信用金庫 〇〇〇 (本支店) 店	信用組合 出張所
⑥ 口座番号(右づめ)	普通 1 2 3 4 5 6 7	
⑥ 口座名義人(※カードで記入)	シンジユク タロウ	
※児童手当の届込先は、受給者本人のものに限ります。(配偶者、児童口座には届込先を定めます)		
※児童手当と子ども医療補助金の届込先を別々の口座にしたい場合には別途お申し出ください。		
※処理欄		
見手	入力	交付
医	確認	捺印



届出内容に変更があった場合、変更届の提出が必要です。下記の内容に変更があった場合、必要箇所に記入のうえ早めにお届けください。

なお、届書のほかに添付書類が必要な場合があります。

不明な点等ありましたら、子ども家庭課子ども医療・手当係にお問い合わせください。

《 届出が必要な変更 》

- ◆ 加入している健康保険の変更
- ◆ 住所の変更
- ◆ 氏名の変更
- ◆ 登録口座の変更

※申請(請求)者が変わる場合は、別紙「認定請求書及び交付申請書(保護者変更)」を使用してください。《例》生計維持が、子の父から子の母に移った等

注：児童手当に関しては別途受給事由消滅届が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

【記入にあたっての注意点】

① 申請する制度にチェックを入れてください。

② 児童手当⇒現在手当を受けている方

乳幼児・子ども医療証⇒医療証を利用している子の保護者の方の氏名・生年月日を記入してください。

以下は、今回変更した(する)項目のみ記入してください。

※各項目の頭にチェックする箇所があります。変更した(する)項目にチェック「✓」をしてください。

③ **加入保険に変更があった場合**

加入保険欄にチェックを入れ、変更後の健康保険内容を記入します。

※被保険者と児童の保険証のコピーを添付してください。

④ **住所に変更があった場合**

住所変更欄にチェックを入れ、変更後の住所を記入します。

※世帯全員で区内転居した場合は届出不要です。ただし、新住所記載の医療証を希望する方はこちらの届出をしてください。

《児童手当》

- ・受給者（保護者）の住所変更 新宿区内のみ届出が必要です。新宿区外へ転出された方は、新宿区での受給資格はなくなります。転出先で再度手続きが必要です。
- ・児童のみの住所変更 新宿区内・区外問わず、届出が必要です。

《乳幼児・子ども医療証》

- ・受給者（保護者）の住所変更 新宿区内の場合、届出は不要です。ただし、児童の住所が記載されている医療証を希望される方は、子ども医療・手当係までご相談ください。新宿区外の場合、保護者の変更手続（別紙）が必要になります。
- ・児童のみの住所変更 新宿区内の場合、届出は不要です。ただし、児童の住所が記載されている医療証を希望される方は、子ども医療・手当係までご相談ください。新宿区外の場合、新宿区での受給資格はなくなります。医療証をお返してください。

⑤ **氏名に変更があった場合**

氏名変更チェックを入れ、変更後の氏名を記入します。

※受給者（保護者）の氏名に変更があったときは、「振込先変更（⑥）」も必要となります。

⑥ **登録口座に変更があった場合**

振込先変更チェックを入れ、変更後の振込先を記入します。

※一部振込先にご指定いただけない金融機関がございます。

また、振込口座の口座番号及び口座名義は金融機関で登録したとおり、はっきりと記入してください。口座名義が1文字でも違うと振り込みできません。支払が遅れる原因になりますので、注意してください。※金融機関の統合等による店名変更は、口座番号の変更がなければ特に届出の必要はありません。

《児童手当》

振込口座は、受給者名義の口座に限ります。配偶者、児童の口座に振り込むことはできません。

※口座振込変更届の締め切りは毎月 20 日です。締切日までに子ども医療・手当係に届いたものが翌月から変更されます。提出日に注意してください。

《乳幼児・子ども医療証》

受給者本人又は同居の配偶者名義を指定できます。配偶者名義を指定する場合、委任状（別紙）が必要となります。なお、児童の口座は指定できません。

お問合せ先

新宿区子ども家庭部子ども家庭課
子ども医療・手当係

TEL 03-5273-4546 【直通】

FAX 03-3209-1145

